

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年3月31日

日本水上スキー・ウエイクボード連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://jwsa.jp/aboutus/organization/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	事務局にてまとめた翌年度の事業計画と予算を年度末前に理事会で検討し、承認された後に傘下の各連盟に事業説明会にて報告し共有しています。2021年度の事業説明会は2021年3月25日に実施済み。2021年から2024年の中期計画は、事務局でまとめ2021年5月31日までに理事会で承認を受け、傘下の各連盟に2020年度の決算報告をする際に同時に報告し共有する予定とします。	JWWF 2021年度第1回理事会 (3月15日) 議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2021年から2024年の中期計画に、組織運営強化のための人材採用計画を織り込むことにします。それにあたり事務局では各都道府県連盟の関係者に意見を募り反映するよう努めます。事務局でまとめ2021年5月31日までに理事会で承認を受け、各連盟に2020年度の決算報告をする際に同時に報告し共有する予定とします。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>NPO法人である当連盟は、東京都に事業報告と会計報告を6月まで実施し、情報は東京都のホームページに掲載され、誰でも閲覧できる状態です。翌年度の事業計画と予算は年度末前に理事会で検討し、承認された後に傘下の各連盟に事業説明会にて報告し共有しています。2021年度の事業説明会は2021年3月25日に実施済みです。</p> <p>財務の健全運営も2021年から2024年の中期計画織り込むことにします。それにあたり事務局では各都道府県連盟の関係者に意見を募り反映するよう努めます。事務局でまとめ2021年5月31日までに理事会で承認を受け、各連盟に2020年度の決算報告をする際に同時に報告し共有する予定とします。</p>	<a href="https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0005326/5326-JH-H30-l1575419753161.pdf">https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0005326/5326-JH-H30-l1575419753161.pdf</a>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>現在、理事7名と監事1名は全員男性。しかし、事務局4名は男性1名、女性3名。事務局メンバーは理事会にも参加しており、理事への女性登用、もしくは、それに替わる動向は進行している。</p> <p>外部理事および女性理事の登用計画は、2021年から2024年の中期計画織り込むことにします。</p>	<a href="https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0005326/5326-JH-H30-l1575419753161.pdf">https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0005326/5326-JH-H30-l1575419753161.pdf</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	現在、理事7名と監事1名は全員男性。しかし、事務局4名は男性1名、女性3名。事務局メンバーは理事会にも参加しており、理事への女性登用、もしくは、それに替わる動向は進行している。 外部評議会および女性評議員の登用計画は、2021年から2024年の中期計画織り込むことにします。	<a href="https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0005326/5326-JH-H30-l1575419753161.pdf">https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0005326/5326-JH-H30-l1575419753161.pdf</a>
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	事務局は全日本大会開催中に「スキーヤーズ・ミーティング」を開き、アスリートから大会運営、組織運営、などに対して意見をいただいています。 アスリート委員会も、2021年から2024年の中期計画織り込むことにします。それにあたり事務局では各都道府県連盟の関係者に意見を募り反映するよう努めます。事務局でまとめ2021年5月31日までに理事会で承認を受け、各連盟に2020年度の決算報告をする際に同時に報告し共有する予定とします。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在、理事7名、監事1名、事務局4名。会員数は例年とも約500名。この人数で適正と考えています。	<a href="https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0005326/5326-JH-H30-l1575419753161.pdf">https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0005326/5326-JH-H30-l1575419753161.pdf</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在の定款では理事就任時の年齢制限は設けていません。次回の理事改選時、2021年の6月に、定款に盛り込み実施する検討を進めます。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	現在の定款では理事就任の再任回数の上限は設けていません。次回の理事改選時、2021年の6月に、定款に盛り込み実施する検討を進めます。 ただし、下記の場合は除く。 ア) 当該理事がIFの役職者である場合 イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補選考委員会を設置する。次回の理事改選時、2021年の6月、での実施を目指す。下記の2点を考慮する。 (1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備する。2021年度中の整備を目指す。	
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	現在の定款を適用し、不足を理事会にて協議し必要に応じて補う。2021年度中に整備する。	
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	現在の定款を適用し、不足を理事会にて協議し必要に応じて補う。2021年度中に整備する。	
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	現在の定款を適用し、不足を理事会にて協議し必要に応じて補う。2021年度中に整備する。	
	[原則3] 組織運営等に必要な規程	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること	現在の定款を適用し、不足を理事会にて協議し必要に応じて補う。2021年度中に整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	を整備すべきである。	④法人の財産に関する規程を整備しているか		
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	規定を作成する。2021年度中に整備する。	
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手選考に関する規程、および、選手の権利保護に関する規程を作成する。2021年度中に整備する。	
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備する。2021年度中に整備する。	
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保する。また、役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を習得する。 2021年度中に整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会を設置し、少なくとも年1回以上、定期的に開催する。 (2) コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践する。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置する。 2021年度中に整備する。	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置する。 (2) 外部理事のうち、専門的な知見を有する者(弁護士、会計士、学識経験者等)を業務担当理事として、コンプライアンス委員会の構成員に加える。 2021年度中に整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画を策定する。2021年度中に整備する。	



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画を策定する。2021年度中に整備する。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画を策定する。2021年度中に整備する。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築する。専門家の選定に当たっては、業界動向や適用のある法律・税制・会計基準の改正等に通じた専門家を選定する。2021年度中に整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵守 すること	監事を補助する外部の専門家にサポートを受けられる体制を構築する。2021年度中に整備する。	
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求めら れる法令、ガイドライン等を遵 守すること	(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実 施する。 (2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行さ れるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用する。 2021年度中に整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	財務情報はホームページ及び東京都のホームページに公開している。	<a href="https://iwsa.jp/aboutus/organization/">https://iwsa.jp/aboutus/organization/</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準を含む選手選考方針は、ホームページ上にて開示して、スキーヤーズミーティングでも説明する。2021年度から実施。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報をホームページ上に公開する。2021年度から実施。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	理事の利益相反取引を原則として禁止する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を設ける。2021年度中に整備する。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーの作成は、どういった取引が利益相反関係に該当するのか(利益相反取引該当性)、どういった価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか(利益相反の承認における判断基準)について、当該団体の実情を踏まえ、現実には生じ得る具体的な例を想定して、可能な限り分かりやすい基準を策定する。2021年度中に整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度を設け、恒常的に告知し、通報者の権利を守る体制を作る。2021年度中に整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用においては、弁護士、公認会計士、学識経験者等の相談を適宜受けられるように体制を構築する。2021年度中に整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定める。</p> <p>(2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知する。</p> <p>(3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定める。</p> <p>(4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定める。</p> <p>2021年度中に整備する。</p>	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	中立性及び専門性を有する者による処分審査の体制を構築する。2021年度中に整備する。	
	[原則11] 選手、指導者等との間の	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本ス	NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定める。2021年度中に整備する。	



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること		
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分機関が処分結果を通知する際に、処分対象者に対し、JSAAによるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法、手続の期限等が記載された書面を交付する。2021年度中に整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 危機管理体制を構築し、 (2) 危機管理マニュアルを策定し、 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含め、 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含める。 2021年度中に整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築し対応する。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にする。 (2) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定める。 (3) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行う。 2021年度中に整備する。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織等の運営者に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化などの情報提供や研修会の実施等による支援を行う。2021年度より実施。	